

令和 8 年度各部定期監査意見・要望事項等措置状況報告書

2 意見・要望事項

(1) 共通事項

ア 事務事業の見直しについて

意 見 ・ 要 望	
6 年 2 月に策定した中期経営指針では、経営判断を行う際の手法の一つとして「将来的なビルドを意識したスクラップ」を掲げ、常に財政収支見通しや将来的なビルドを意識して、相対的に必要の薄れたものは着実にスクラップを行うとしている。 事務事業の見直し等の行財政改革の取組については、現在、行革計画を策定せずに、基本計画で基本的な考え方を示し、実施計画等を通じて、具体的かつ計画的に取り組むとしているが、予算編成概要の見直し事項一覧の歳出削減額を見る限り、十分な成果を上げているということとはできない。 また、7 年度決算を見ると、経常収支比率等の財政指標は良好となっているものの、学校施設の更新等に伴い、債務負担行為による翌年度以降の支出予定額が大幅に増加しており、今後の財政構造の硬直化が懸念される。 なお、8 年度の予算編成から、期間設定方式（事業にあらかじめ終了時期又は見直し時期を設定する仕組み）が導入され、一部の新規事業等については、事業の見直しが義務的に行われることになるが、予算全体に占める割合の大きい既存の事務事業については、そうした仕組みは導入されていない。 基本構想で定めた区政運営方針「未来を見据えた持続可能な行財政運営」を実現していくためには、事務事業の見直しを継続的に行うための仕組みの構築が不可欠である。例えば、予算編成時の事務処理方針の中に、事業の必要性や有効性、効率性に関する項目を設け、所管が事業の廃止や縮小等を検討する際に参考とすべき指標の考え方等を示すなど、限られた行財政資源を有効かつ効率的に活用し、新たな課題に的確に対応していくために、全庁的に事務事業の見直しに取り組むための具体的な方法等を早急に検討し実施されたい。 （企画経営課、特命課、財政課、ほか関係課）	
所 属 名	措 置 状 況 等
企画経営課 特命課 財政課	基本構想に定めた区政運営方針「未来を見据えた持続可能な行財政運営」の実現のため、令和 8 年度予算編成から、新規事業について、あらかじめ見直し時期又は終了時期を設定する取組「期間設定方式」を導入した。 しかし、社会保障経費をはじめとする経常的経費の増大が続いており、また、区有施設の更新に今後 4 0 年間で約 2, 6 0 0 億円の財源不足が見込まれている中では、新規事業に

	についての「期間設定方式」の導入だけでは取組が十分とは言えないため、令和9年度予算編成から、予算全体に占める割合の大きい既存事業を対象に、次のとおり新たな見直しの取組を行うこととした。 ①他自治体における事業見直しの取組等を参考に指定した事業に係る見直しの検討 ②性質上、期間を定めて実施すべき事業への期間設定方式の導入 ③基本計画の成果指標の計画目標値を達成している施策に係る事業の見直し ④不用額が多い事業や執行率が低い事業の予算額精査 また、予算編成事務処理方針において、全ての事務事業について見直しを検討する際に必要な視点を、目的達成に向けた最適な手段・費用対効果の検討など5点にまとめ明確化した。こうした取組を通じて、持続可能な行財政運営の実現に努めていく。
--	--

イ 収入未済額の縮減について

意 見 ・ 要 望			
7年度の収入未済額の状況は以下のとおりである。			
会計区分	収入未済額	増減額（前年度比）	増減割合
一般会計	10 億 2,581 万円余	△704 万円余	△0.7%
特別区税	5 億 152 万円余	1,346 万円余	2.8%
国民健康保険	7 億 1,058 万円余	104 万円余	0.1%
後期高齢者医療	4,860 万円余	617 万円余	14.6%
介護保険	1 億 4,080 万円余	△1,729 万円余	△10.9%
合 計	19 億 2,581 万円余	△1,712 万円余	△0.9%
※「国民健康保険」以下はいずれも特別会計 4会計の合計は、19億2,581万円余で、前年度比1,712万円余（△0.9%）の減となった。 一般会計は、10億2,581万円余で704万円余（△0.7%）の減となったが、特別区税は、5億152万円余で1,346万円余（2.8%）の増となった。 特別会計では、介護保険特別会計が、1億4,080万円余で1,729万円余（△10.9%）の減となったが、国民健康保険特別会計は、7億1,058万円余で104万円余（0.1%）、後期高齢者医療特別会計が、4,860万円余で617万円余（14.6%）の増となった。 収入未済額の4会計の合計額は、滞納整理事務の効率化や納付方法の多様化など、			

滞納対策課はじめ各所管課の努力により、５年度が△７．８％、６年度が△６．８％と、この数年間、顕著な減少が続いていたが、７年度は△０．９％の減であった。

収入未済額は、一般会計の特別区税等及び国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計で増加し、合計額も１９億２，５８１万円余と依然として多額であり、区民負担の公平性や財源確保の観点から、今後もその改善に一層の取組が求められる。

期限内納付がされなかった債権については、早期の働きかけなどが大切であり、特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、生活保護弁償金や各種貸付金の返還金など、各事業に係る未収金を含めて、法令等の規定を踏まえ、引き続き自主納付の促進と効率的・効果的な債権回収に努め、収入未済額の更なる縮減を図られたい。

(滞納対策課、ほか債権所管課)

所 属 名	措 置 状 況 等
滞納対策課	平成 29 年度から区税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料のすべての滞納案件について滞納対策課で一元化して徴収事務を行っている。令和 2 年度には、さらなる効率的・効果的な執行体制を確保するため、従来の地区担当制から、滞納状況に応じた金額別担当制に執行体制を見直し、収入の確保に努めてきた。また、令和 4 年 3 月には、滞納整理事務が円滑に進むよう、1 階と 2 階に別れていた事務スペースを 2 階に統合し、令和 6 年度からは、現年分の更なる徴収強化、職員の業務の習熟度の底上げ等のため、地区担当制に一部再移行した。加えて、納税者等の利便性の向上を図るため、令和 6 年 10 月からオンライン納付相談を開始した。 さらに、令和 8 年度からは国外転出者向けに納税管理人の指定を促すチラシを戸籍住民課及び国保年金課の協力を得て両課窓口で配布する等の新たな取組を行っている。 引き続きこうした取り組みを継続し、現年度分の早期着手、累積滞納案件の集中的な滞納整理、納付相談しやすい環境の整備及び納税者等への的確な情報発信により、収入未済額の縮減に努めていく。 また、各債権所管課に対しては、適正な債権管理・回収事務が行われるよう、適宜、必要な支援を行うとともに、毎年度、日常的な債権管理についての研修を実施し、職員の取組姿勢の一層の向上を図っている。 今後も債権所管課とともに収入未済額の縮減に努めていく。

国保年金課	国民健康保険財政の健全な運営（財源確保）と、区民（被保険者）の負担の公平性を図るため、保険料収納率の向上に向け、滞納対策課と連携しながら、鋭意努力を続けているところである。特に国保年金課においては、新たな収入未済が発生しないよう、現年分の保険料収納率の向上に取り組んでいる。 具体的には、毎年度継続的に実施している口座振替キャンペーンや、令和6年10月からウェブ口座振替サービス（ウェブサイト上での口座振替申込）を開始するなど、安定的な収納が見込まれる口座振替の勧奨に努めている。 また、保険料収納率の向上及び区民の利便性の向上を図るため、コンビニ収納、ペイジー、クレジットカード収納、口座振替の全期一括払い、スマートフォンアプリなどを活用したキャッシュレス決済（収納）など納付方法の多様化を進めており、今後もさらなる利便性の向上と収納率の向上を図っていく。
介護保険課	引き続き、期限内に納付が行われなかった債権については、適時督促・催告を行い、収入未済額の縮減に努めていく。また、納付相談についても随時、対応を行う。
子ども若者課	期限内に納付がなかった場合には、督促状の送付及び電話による納付交渉等を行っている。 また、区の督促や催告に応じない滞納者については、滞納対策課と連携を図りながら、個々の事案に応じて法的措置や債権放棄等の選択肢も含め検討し、収入未済額の縮減に努めていく。
住宅課	区営住宅等の使用料等の滞納については、区営住宅等を管理する指定管理者と連携し、書面や電話による督促・催告を強化することで、新たな滞納の発生防止に取り組んでいる。また、個々の事情に応じて、分割納付等の納付相談も実施している。 なお、対応が困難な事案については、滞納対策課と連携し、関係規定等に基づく法的措置も含め、適切な債権管理及び徴収業務を実施し、収入未済額の縮減に努めていく。

ウ 重点事項（旅費の支給）について

意 見 ・ 要 望	
公務のために旅行する職員の旅費については、職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）等で支給方法が定められている。条例は、旅費の適正支出及び実費主義を基本原則としているが、今回の監査では、指摘事項に挙げたような是正・改善を要する不適切な事項が見受けられた。 通勤手当が支給されている区間の減額調整の未実施や誤りにより旅費が過大に支給されていたケースでは、庶務事務システムに認定経路が登録されていない会計年度任用職員について、システム上で定期券調整が行われなかったため別途入力が必要であることが十分に認識されていない状況が確認された。 所管課は、当該事務手続について職員への周知を図るとともに、「最も経済的な通常の経路及び方法」の原則を踏まえ、職員一人ひとりが通勤手当の認定経路に基づいた旅行命令申請を行うよう、年度当初や健康診断のための旅行の機会を捉えて確認及び指導を徹底するなど、旅費事務の適正な執行を図られたい。 在宅勤務については、便宜的に自宅を旅行先として旅行命令を行うことでサービスを管理しているところであるが、今回、在宅勤務の始業・終業時刻の出勤簿備考欄への入力漏れをはじめ、多くの誤りが確認された。 個々の誤りは軽微なため指摘事項とはしていないが、在宅勤務を実施している所管課は、旅行命令申請、出勤簿、在宅勤務等報告書及び年次有給休暇申請等の内容を照合し、一連の申請内容に誤りがないかを確認されたい。 在宅勤務については、コロナ期を経て段階的に対象を拡大したため、サービス管理についても、その都度、通知が出されてきた経緯がある。職員の理解が十分ではない状況を踏まえ、制度所管課は、在宅勤務に係るサービス上の手続について、改めて全庁的に周知されたい。 （人事課、ほか全課）	
所 属 名	措 置 状 況 等
人事課	通勤手当が支給されている区間の減額調整については、事例ごとに作成した通知や各種マニュアルで調整方法を職員に周知している。 加えて、令和7年度庁外施設定期監査での意見・要望を踏まえ、誤りが散見される事例をまとめた通知を作成し、職員に周知するとともに、異動者や新規採用職員に向け、令和8年度より年度当初に再周知し、適切な運用を図っている。 今後とも年度当初や定期健康診断等、旅費が多く発生する機会ごとに職員への周知を行うとともに、通知やマニュアルの内容を随時見直し、適切な執行を図っていく。 在宅勤務については、監査意見を踏まえ、在宅勤務に係る

	サービス管理及び申請手続の適正な運用について全庁通知を发出し、周知徹底を図る。
--	--

(2) 個別的事項

ア 企画経営部関係

意見・要望	
行政手続のオンライン化について 4年4月策定のDXビジョンでは、今後の取組の方向性として、9つの実現を目指す姿を示しており、目指す姿の1つ目を「時間や場所に関係なく、いつでも・どこでも、区の手続や相談ができます」とし、その取組の具体例として、行政手続のオンライン化を掲げている。 行政手続のオンライン化については、子育てや介護分野等の国が推奨する手続や区における申請件数の多い手続を優先するなど、4年7月に定めた「行政手続のオンライン化の進め方」に基づき、着実に取組を進めている。 6年度からは、DXを加速させる取組の戦略的な展開として、デジタル・ICT戦略を策定しており、行政手続のオンライン化を重点取組とし、24時間365日申請可能な行政手続を増やし、区民の利便性向上を図るとしている。 7年度も、引き続き国が推奨する手続に加え、区民からの申請件数の多い手続を優先してオンライン化を進めた結果、7年度末のオンライン化率（区全体の申請件数に対するオンライン申請が可能な手続件数の割合）は、80.1%となり、6年度末の70.6%から大きく向上している。 一方で、オンライン申請後の各課の事務処理については、オンライン申請のシステムと各課の業務システムとのデータ連携の関係などから、十分な効率化ができていないとは言えず、職員の負担軽減に必ずしもつながっていない状況が見受けられる。 今後、行政手続のオンライン化を推進するに当たっては、バックヤードの事務処理の簡素化やシステム化等による業務自体の見直しなども含め、区民と行政双方にとっての利便性や効率性を考慮し、区民サービスの向上と職員の働き方改革の実現につながるよう取組を進められたい。 （情報政策課、DX戦略課、ほか関係課）	
所属名	措置状況等
情報政策課 DX戦略課	行政手続のオンライン化については、目黒区DXビジョン及びデジタル・ICT戦略に基づき、対象手続の拡大及び利用促進に取り組んできた。令和7年度は、国が推奨する手続に加え、申請件数の多い手続を優先してオンライン化を進めた結果、オンライン化率は80.1%となり、区民が時間や場所にとらわれずに手続を行うことができる環境の整備を

	進めた。 また、行政手続のオンライン化に当たっては、申請手段のデジタル化だけでなく、申請後の事務処理の効率化や業務全体の見直しが重要であるとの認識のもと、これまでも手続ごとの特性を踏まえながら取組を進めてきた。例えば、口座振替のWeb化においては、申請手続の見直しと併せて事務処理の効率化を図ったほか、ノーコード・ローコードツール等を活用し、申請情報の一元管理、進捗管理及びデータ集計等の効率化に取り組んでいる。 一方で、オンライン申請後の事務処理については、オンライン申請システムと各業務システムとのデータ連携が十分でないこと等により、申請情報の転記、確認及び進捗管理等の事務が残っている場合がある。また、業務の効率化を実現するためには、システム面の対応だけでなく、申請内容の確認方法、必要書類及び審査手順等を含めた業務プロセス全体の見直しが必要となるが、所管課における業務運用の変更や検討には相応の負荷を伴うことから、オンライン化と併せた業務改革の実施には一定の課題がある。そのため、オンライン化と併せて業務改善まで実現できている事例がある一方で、十分な見直しに至っていない事例もあり、職員の負担軽減や業務効率化の面ではなお課題があると認識している。 今後は、区民サービスの向上と職員の負担軽減を両立させるため、各所管課と課題認識を共有しながら、行政手続のオンライン化と業務プロセスの見直しを進めていく。業務の特性等を踏まえ、オンライン化と業務改善を一体的に実施する場合のほか、オンライン化後に業務改善を進めるなど、効果的な手法により取り組む。また、情報部門として、データ連携やノーコード・ローコードツール等の活用に関する提案や支援を行いながら、所管課による業務効率化の取組を後押しし、区民サービスの向上と働き方改革の双方につながる行政手続のオンライン化を推進していく。
--	---

イ 資産経営部関係

意 見 ・ 要 望
施設の適切な維持・保全について 区有施設をはじめとする区の資産に関する業務を経営的視点から長期的かつ総合的に推進するため、7年4月に資産経営部、資産経営課、施設管理課、施設整備課の新設等の組織改正が行われた。

区有施設の維持・保全については、学校等の教育委員会所管施設も含めて、施設管理課の所管とされ、業務の集約化により効果的かつ効率的で適切な維持管理に努めるとともに、営繕経験のある職員の知見を生かし、より専門的で迅速な対応を行うとしている。

7年8月に公表された「公共施設等マネジメントの推進に向けた基本的な考え方」では、多くの施設が更新時期を迎える中で、すべての公共施設等を現状のまま維持・更新することは財政的に不可能な状況であることから、今後は4つの考え方を軸に取り組みとし、その中で、施設の改廃や長寿命化を見据えた予防保全的視点での計画的な修繕・維持管理を実施することで施設の安全性・快適性を確保するとしている。

厳しい財政状況の中にあっても、区有施設の維持管理に当たっては、常に健全な状態を維持できるよう、緊急性等を踏まえて適切に修繕等を行う必要がある。また、学校施設等は、園児・児童・生徒等の学習及び生活の場であるとともに、非常災害時における区民の避難所として重要な施設であり、改築等により新しい施設となるまでの間においては、安全・安心な教育環境の確保を最優先に、計画的な維持・保全を行うことが求められる。

こうした観点も踏まえ、民間活力の活用も含め、より効率的・効果的な維持・保全の手法等について検討し、改定する区有施設見直し方針及び見直し計画の中で具体的に示されたい。

(資産経営課、施設管理課、ほか関係課)

所 属 名	措 置 状 況 等
資産経営課 施設管理課	区有施設の維持・保全については、施設の安全性の確保を最優先とし、利用者が安心して施設を利用できる環境の維持に努めることが重要であると認識している。 令和7年8月に公表した「公共施設等マネジメントの推進に向けた基本的な考え方」においても、施設の安全性・快適性の確保を取組の主軸の一つとして位置づけ、予防保全の視点に立った計画的な修繕・維持管理を実施することを示しているところである。 現在進めている区有施設見直し方針及び計画の改定においては、こうした考え方を踏まえ、施設の老朽化が進む中にあっても、区民が施設を安全・安心に利用できるよう、計画的な維持管理・保全に関する取組及び効果的・効率的な維持管理手法等について検討を進め、その内容を示していく考えである。

ウ 総務部関係

意 見 ・ 要 望	
平和記念事業について 区では、戦争犠牲者の追悼と世界の恒久平和、核兵器の廃絶と区民の幸せを願い、戦後40年にあたる昭和60年5月3日に平和都市宣言を行い、毎年様々な平和記念事業を実施している。 平成2年度からは、未来を担う子どもたちに、原子爆弾の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、そして平和の尊さについて考え、学ぶ機会を提供するため、平和の特派員として小・中学生を広島市に派遣しており、平和記念式典への参加や平和関連施設の見学、被爆体験者から直接話を聞く機会を設けるなどの取組を実施している。 7年度は、戦後80年の節目の年であったことから、派遣人数の定員を24人から36人にしており、平成2年度からの派遣人数は合計で853人となっている。派遣した小・中学生が体験した内容については、派遣後に行う報告会での発表、体験レポート集の作成、翌年度の平和祈念のつどいでの体験発表など、自らの体験と平和への思いを伝える機会を設けており、体験レポート集は区内小・中学校及び区立図書館等に配布している。 このほか、区報への戦争体験者のインタビュー記事掲載や区立中学校での平和資料展の実施、戦争体験者の講演会の開催や広島市から借用した原爆被害等を疑似体験できるVRゴーグルを活用した特別体験会の実施など、事業内容を拡充している。 戦後81年が経過し、今後はますます戦争を体験した人が少なくなり、その体験を直接聞く機会が減っていく中で、二度と悲惨な戦争が起こることがないように、平和の尊さを考える機会を持つことは大変重要である。基本構想の区政運営方針の一つ目に「平和と人権・多様性の尊重」を掲げる区として、平和記念事業の更なる充実に取り組まれない。 (総務課)	
所 属 名	措 置 状 況 等
総務課	戦後81年が経過し、戦争体験者の高齢化が進む中、体験談を直接聞く機会は年々減少しており、戦争体験の記録・保存や次世代への継承は重要な課題である。 平和記念事業を通じて、戦争の悲惨さや平和の大切さについて考える機会の提供に努めているところであるが、今後も戦争体験者の証言や平和関連資料の活用を図るとともに、若い世代の関心を高めるため、事業内容の一層の充実と工夫に努め、平和意識の醸成と平和の尊さの継承に取り組んでいく。

エ 危機管理部関係

意 見 ・ 要 望	
防犯機器等購入緊急補助事業について いわゆる「闇バイト」が関係すると思われる、匿名・流動型組織による強盗事件等が全国的に発生していたことから、区民の体感治安の悪化や防犯意識の高まりを踏まえ、住居に対する防犯対策を促進し、区民の安全・安心を確保するため、録画機能付きドアホンなどの住居への侵入盗被害防止に有用な防犯機器の設置など、防犯対策に要した費用の一部を助成する「住まいの防犯対策助成事業」を7年1月から3月まで実施した。 さらに、7年度は区民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする東京都の補助事業を活用し、防犯カメラなど助成対象とする機器を拡大し、補助限度額を1万円から3万円、補助率を2分の1から4分の3に充実した上で、「防犯機器等購入緊急補助事業」を実施しており、8年度も事業を継続している。 6年度の助成件数は3か月間で74世帯だったが、7年度はカメラ付きドアホンや防犯カメラを中心に944世帯に助成しており、区民の生活安全に関する危機意識の高まりがうかがえる。 警察庁によると、7年の侵入窃盗の認知件数は、47,233件、前年比で4,197件（9.8%）の大幅な増加となっており、発生場所別では一戸建住宅が全体の29.1%で最も多い。また、区内の特殊詐欺による被害は極めて深刻な状況となっており、区民の防犯意識及び防犯知識の更なる向上と防犯対策の強化が求められている。 9年度以降の東京都の補助事業については、現時点で継続されるかどうかは未定とのことだが、区の事業の継続等については、8年度の申請件数や侵入窃盗の認知件数等の状況に基づき、防犯対策の重要性を踏まえて適切に判断されたい。今後も、区内警察署や防犯協会、地域団体等と連携・協力し、犯罪のない安全な地域づくりを進めてほしい。 （生活安全課、ほか関係課）	
所 属 名	措 置 状 況 等
生活安全課	令和7年に認知した区内の侵入盗被害は、令和6年と比べやや減少しているものの、特殊詐欺の被害額は過去最高となるなど、区内の犯罪発生状況は依然として厳しい情勢にある。 区としては、区民の安全・安心の確保に向け、目黒警察署及び碑文谷警察署をはじめとする関係機関と連携し、引き続き各種防犯施策を推進していく。 また、こうした施策の一環として実施している防犯機器等購入緊急補助事業については、申請状況や犯罪発生状況、さ

	らには東京都の事業の実施状況等を踏まえ、その効果や必要性を総合的に勘案し、適切に判断していく。
--	---

オ 区民生活部関係

意 見 ・ 要 望	
住区センターコミュニティルームの利用率向上について 住区会議室や社会教育館等の貸室については、4年10月に決定された「貸室のあり方見直しの基本的な考え方」に基づき検討が進められ、6年9月に目黒区立住区会議室条例の改正が行われた。 7年4月の改正条例施行により、条例の題名が「目黒区立コミュニティルーム条例」に改められ、これまで地域コミュニティや生涯学習の推進など、各施策に基づき整備してきた公の施設の貸室機能について、施設ごとの貸室から区民相互の交流促進等を目的とするコミュニティルームとして位置づけの集約化が図られるとともに、団体登録制度等の見直しや利用時間帯の3区分から4区分への変更等が行われることとなった。 住区センターコミュニティルームの平均利用率は、4年度39.62%、5年度42.80%、6年度46.54%で、従来から利用率の向上が課題であった。7年度については、団体登録制度や利用者負担割合の見直し、利用時間帯区分の変更等があったことから、6年度以前と単純に比較することは難しいが、近年増加傾向にあった平均利用率は、8年7月の区議会所管委員会で報告された状況としては低下がうかがわれるところとなっている。 なお、6年度から一部の住区センターコミュニティルームは、指定管理者が住区住民会議から民間事業者に交代しており、自主事業も実施されているが、現時点では顕著な利用率の向上は見られない。 区内に24カ所ある住区センターコミュニティルームについては、住区住民会議、町会・自治会をはじめ、区民団体や区民相互の交流が促進され、多様な活動の展開がなされるよう、利用者や指定管理者等の関係者の意見を聞きながら、利用申込時期も含めて利便性を考慮した運用方法等の見直しを検討するなど、利用率向上に向けた取組に努められたい。 (各地区サービス事務所)	
所 属 名	措 置 状 況 等
各地区サービス事務所	住区センターコミュニティルームに関しては、利用時間帯を3区分から4区分に変更したことで、全体の利用率としては減少となっているが、延利用件数としては全体で1万件程度増加している。見直しにより、施設の利用しやすさの観点からは、一定の成果があったと捉えている。

	民間指定管理者導入の効果は、現段階で利用率として大きく表れてはいないが、中・高生に向けた自習室としての開放や、地域と連携した各種講座の開催など、民間のノウハウを生かした自主事業の運営により、施設の認知度向上やコミュニティ形成に努めている。 一方で、コミュニティルームに移行してから1年半経過し、管理運用面においての課題も生じているところであり、今後、利用者の声や関係者の意見を踏まえて、一層の利便性向上に向けて、運用方法等の見直しを検討していく。
--	---

カ 産業経済部関係

意 見 ・ 要 望	
創業支援について	平成26年1月に産業競争力強化法が施行され、国における創業関連施策が進められるとともに、区市町村については、創業支援等事業計画を定めて国の認定を受けることで、創業希望者が国の補助制度等の各支援を申し込める仕組みとなった。 このため、区では従前から実施してきた創業支援事業の再編充実を図り、平成28年1月に創業支援等事業計画を策定し、国の認定を受けて区民等による創業を支援するための取組を進めており、現在の計画は、6年度から8年度までを計画期間としている。 平成31年3月に改定した産業振興ビジョンにおいても、創業・起業の促進を施策として掲げ、区民の取組を支援するとしている。 創業支援等事業計画では、年間の目標数として、創業支援対象者数及び創業者数を定めており、目標の達成に向けて、創業セミナーや創業相談、創業資金の融資あっせんなどを関係機関と連携して実施している。 また、コロナ禍を契機とした社会経済状況の変化などもあり、従来の創業セミナーを補完するフォローアップ講座や創業支援セミナー応用編をオンラインで開催するほか、女性の創業希望者や創業間もない人を対象に、女性起業セミナーをオンラインと会場形式で実施している。 創業セミナー修了者の創業者数については、6年度16人、7年度19人と着実に増加しているが、創業者の事業継続と地域への定着に向けては、創業後の一定期間の支援が重要であり、また、創業支援の全体像をわかりやすく示すことも必要である。 創業者の事業継続の状況等を調査し経営上の課題等を丁寧に把握した上で、それぞれのニーズに応じたきめ細やかな支援策を着実に推進するとともに、創業支援も含めて、区として今後の産業振興施策を総合的、計画的に行っていくために、産業振興ビジョンの早期改定についても検討されたい。 (産業経済・消費生活課)

所 属 名	措 置 状 況 等
産業経済・消費生活課	創業後の支援として、創業後5年未満の事業者を対象に中小企業診断士による個別相談や創業塾修了生への巡回訪問等を通して創業後に生じる課題やニーズを継続的に把握し、その時々状況に応じて適切な支援策や相談機会につなげていくことで、事業者の区内定着や成長を後押ししていくことが重要であると認識している。 なお、産業振興ビジョンについては、現ビジョンの計画期間が令和10年度までのため、創業支援も踏まえた総合的、計画的な産業振興施策の方針となるよう、今後、改定に向けて検討していく。

キ 文化・スポーツ部関係

意 見 ・ 要 望
芸術文化振興プラン及びスポーツ推進計画の改定について 8年3月に芸術文化振興プランとスポーツ推進計画が改定されている。 新たな芸術文化振興プランでは、「まちに咲く 芸術文化 みんなが育み つながるまち めぐろ」を将来像として新たに設定している。 この将来像を達成するため、「芸術文化のまちなか展開と機会の拡充」、「芸術文化活動に親しむことができる環境整備」、「文化縁の形成と地域の連携強化」の3つを基本目標に掲げ、芸術文化を契機として、年齢、性別、所得や国籍等にとらわれることなく人々の間に生まれる新しく豊かな交流と、それを通して形成される人々のつながりである「縁」を意味する「文化縁」の更なる充実を目指すとしている。 また、スポーツ推進計画は、スポーツの定義・範囲を「健康づくりや日常生活で意識的に行う身体活動、楽しみや喜びを感じるレクリエーション活動、ルールに基づいて勝敗や記録を競うものに限らずその全てを幅広く含むもの」と捉え、基本理念を「スポーツで拓く未来 ―誰もがスポーツを楽しみ、笑顔あふれるまち“めぐろ”―」としている。 この基本理念を実現するため、「誰もがスポーツに親しむ機会を得ている」、「スポーツを通じて健康づくりが進んでいる」、「スポーツを通じたつながりが創出されている」の3つを基本目標に掲げ、新規にeスポーツ体験イベントの開催やスポーツを通じた子どもから高齢者までの世代間交流等に取り組むとしている。 芸術文化とスポーツは、どちらも人が生きがいや充実感をもって生活することに寄与するとともに、生涯にわたって、学び、楽しむことができるものであり、芸術文化振興プランとスポーツ推進計画の基本目標については、共通の視点に基づくものも多い。 今後の施策・事業の実施に当たっては、関係機関・団体・地域等との連携・協力を

更に深めるとともに、部内はもとより関係部局とも十分な調整を図った上で、組織横断的に芸術文化の振興及びスポーツの推進に取り組むことを期待する。 (文化・交流課、スポーツ振興課)	
所 属 名	措 置 状 況 等
文化・交流課	芸術文化施策・事業の推進にあたっては、芸術文化振興プラン内の推進体制に係る記載のとおり、関係各所との連携・協力をより一層深めるとともに、今後も十分な調整を図った上で横断的な取組を進め、芸術文化の振興に努めていく。
スポーツ振興課	スポーツ推進計画に基づき、誰もがスポーツに親しむ機会の充実を図るとともに、スポーツを通じた健康づくり及び地域におけるつながりの創出に向けた取組を推進していく。 今後も、庁内の関係部局とも十分な調整を図りつつ、eスポーツ体験イベントや世代間交流事業など、多様な区民が参加できる事業を実施するとともに、関係機関、団体及び地域との連携・協力を一層深めながらスポーツの推進に努める。

ク 健康福祉部関係

意 見 ・ 要 望
認知症の早期発見・早期対応の取組について 高齢化の進展に伴い認知症高齢者数の増加が見込まれることから、区では、認知症に関する正しい知識の普及啓発と認知症の早期発見・早期対応を目的として、6年度から認知症検診事業「もの忘れ検診」を実施している。 6年度の検診の対象者は、当該年度に67・70・73・76歳の区民で、受診者数699人、受診率7.3%、総合判定結果で認知症のおそれありとなったのは34人であった。 7年度は、若年性認知症や加齢に伴う認知症発症率等を考慮し、6年度の対象年齢に、61歳・64歳及び79歳を追加して実施している。受診者数1,580人、受診率8.6%、総合判定結果で認知症のおそれありとなったのは86人で、受診率を年齢別でみると、7年度に追加した61歳及び64歳が高かったとのことであった。 もの忘れ検診は、もの忘れの症状が軽度のうちに、早期に認知症に気づき、適切な医療や介護予防の取組につなげるなど、検診後のフォローアップ体制の構築等により、住み慣れた地域での自分らしい生活を維持することを目的として実施しており、受診率の向上が課題となっている。 8年度は対象者に送付する受診券や案内文等について、見やすくわかりやすいものにデザイン等を工夫したとのことだが、受診率の更なる向上に向けては、目標値を明確化するとともに、受診率向上に取り組む他自治体の事例を参考とするほか、広く情

報収集を行い、検診の意義や必要性の周知啓発も含めて、より効率的・効果的な方策を検討されたい。 (福祉総合課、ほか関係課)	
所 属 名	措 置 状 況 等
福祉総合課	令和6年度から認知症検診事業を開始し、令和7年度は対象年齢の拡大による事業の充実や広報周知の改善等により受診率の向上を図ってきた。 今後は、更なる受診率の向上に向けて、受診率に関する成果指標を設けることで目標を明確化し、進捗状況を把握しながら事業の検証、改善を図っていく。 また、認知症検診の目的である「認知症に関する正しい知識の普及啓発と認知症の早期発見・早期対応」を目指し、他自治体の取組事例の調査・研究や情報収集を行いながら、引き続き、周知啓発の充実・改善や、医療機関及び地域包括支援センターを始めとした関係機関との連携強化を図り、受診後のフォローアップ体制も含めた効率的かつ効果的な検診事業の運営に努めていく。

ケ 健康推進部関係

意 見 ・ 要 望
感染症対策について 4年12月の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の改正により、これまで都道府県のみで策定が義務付けられていた、感染症の予防のための施策の実施に関する計画が、保健所設置区市においても策定が義務付けられたことから、区では、感染症対策の基本的な方向性を示し、感染症予防の総合的な推進を図るため、6年度から11年度までの6年間を計画期間とする感染症予防計画を6年3月に策定している。 この計画では、区におけるこれまでの新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）への対応を念頭に、平時からの感染症の発生予防やまん延防止に重点を置き、患者移送体制の確保、自宅療養者等の療養生活の環境整備、保健所職員等の人材育成や人員体制の確保、緊急時における関係機関との連携等の取組を推進するとしている。 また、7年3月には、感染症予防計画に基づく保健所の具体的な対応を定めるため、研修・訓練、組織体制の構築、関係機関との連携などの平時からの対応と新興感染症発生時における業務体制などを主な内容とする、保健所健康危機対処マニュアル（感染症編）を策定している。 7年度は、新興感染症発生時における即応体制確保のため、全庁の保健師と区立保

育園の看護師を対象に、コロナ対応に係る講義や感染防護服の着脱訓練を実施したほか、感染症法上の一類・二類感染症が区内で発生した場合に、勧告入院先となる圏域病院で実施された訓練に職員を派遣し、患者搬送に係る動線の確認等を行った。

感染症の発生及びまん延は、区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、感染症対策の一層の充実・強化が求められており、今後も研修や訓練を着実に実施し、職員の更なる資質向上と対応力の強化に努めるとともに、コロナ対応時の経験を踏まえ、保健所はもとより、区全体として柔軟で機動的な組織体制を整備するなど、健康危機管理体制の確立に向けた取組を進められたい。

(保健予防課、ほか関係課)

所 属 名	措 置 状 況 等
保健予防課	感染症による健康危機から区民の生命及び健康を守るため、新型インフルエンザ等対策行動計画、感染症予防計画及び保健所健康危機対処マニュアル（感染症編）に基づき、平時から健康危機管理体制の強化に取り組んでいる。 令和８年度は、保健所職員を対象とした個人防護具着脱訓練、保健所及び区関係部署を対象とした感染症発生時対応訓練のほか、区内医療機関等と連携した新興感染症の発生を想定した訓練を実施する予定である。また、新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見や経験を踏まえ、令和８年６月に新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、対策項目を従来の７項目から１３項目へ拡充するなど、計画内容の充実を図った。同計画では、主に新型インフルエンザ等感染症によるパンデミックを対象とし、感染拡大の抑制及び区民の生命・健康の保護に加え、区民生活及び社会経済に及ぼす影響の最小化を目的として、区全体で健康危機管理体制の強化を進めることとしている。 今後も、研修及び訓練を継続的に実施し、職員の資質向上及び対応力の強化を図るとともに、感染症の発生状況に応じて庁内関係部署等と連携し、柔軟かつ機動的な執行体制を確保することで、健康危機管理体制の一層の充実を図っていく。

コ 子ども若者部関係

意 見 ・ 要 望
子ども・若者社会参画プロジェクトについて ７年３月に改定した子ども総合計画の重点プロジェクトの一つである「子ども・若者社会参画プロジェクト」では、子ども・若者の声を聴く大切さを大人一人ひとりが

自覚し、実践していく意識の醸成を図るとともに、次代を担う子どもや若者が社会の一員として積極的に社会活動に参加し、意見を述べることや、その意見が区の施策に反映される仕組みを構築するとしている。

7年度の主な取組としては、小学生から高校生世代を対象にインターネットによるアンケートで区の施策等に対するモニタリングを行う「MEGUROこどもモニター」、高校生世代から25歳までを対象に、身近な課題などについて率直な意見を聴く「めぐろYouthミーティング」を実施したほか、高校生世代から25歳までを対象に、当事者の意見を区政に反映させる仕組みづくりを目指す「めぐろプレ子ども・若者会議」を開催し、会議の名称を「めぐろスマイル会議」に決定している。

今後も、当事者である子ども・若者の意見を十分に聴きながら、意見表明等に当たって必要な情報を事前にわかりやすく提供するとともに、年齢や発達段階に応じた適切な方法により、公平で多様な意見表明の機会を継続的に確保できるよう取組を進められたい。

また、自ら意見を表明し、その意見がどのように検討され、結果どうなったかを知ることが、自己有用感の向上や社会への参画意識の高まりにつながるものと考えられる。聴いた意見をどのように受け止め、その後どのように区取組に反映させたか、反映されなかった場合はその理由等のフィードバックを確実にを行うとともに、その方法等について年齢や発達段階に応じた適切な仕組みを構築されたい。

子ども・若者の意見を聴き、反映させることは、区の全施策に通じる重要な視点であることから、今後も様々な機会を活用し、職員や区民等への理解促進と普及啓発の取組を積極的に進められたい。

(子ども若者課、ほか関係課)

所 属 名	措 置 状 況 等
子ども若者課	子ども・若者の意見を聴き、その意見を区取組に反映していくことは、子ども・若者の社会参画を推進する上で重要であると認識している。 令和7年度は、「MEGUROこどもモニター」、「めぐろYouthミーティング」、「めぐろプレ子ども・若者会議」の3事業を新たに実施し、子ども・若者の意見表明の機会の充実に取り組んできた。今後も、多様な子ども・若者が参加できる環境づくりや継続的な意見表明の機会の確保を図っていく。 また、子ども・若者からの意見について、その内容を関係所管と共有するとともに、検討結果や対応状況を参加者に分かりやすくフィードバックするよう努めていく。あわせて、意見が反映された事例や反映が困難であった理由等についても、当事者である子ども・若者に丁寧に説明し、自らの意見がどのように取り扱われたかを実感できるよう取り組ん

	でいく。 さらに、子ども・若者の意見を尊重し、施策へ生かしていく視点が区全体に浸透するよう、庁内への周知・啓発について、様々な方法を検討し、子ども・若者の社会参画の推進を図っていく。
--	---

サ 都市整備部関係

意 見 ・ 要 望	
耐震改修促進計画の改定について 耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、区内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画で、首都直下地震が30年以内に70%の確率で発生すると指摘される中、地震による被害を最小限とし、区民の生命と財産を守り、災害に強いまちを実現する必要があることから、国や都の動向を踏まえ、より一層建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進するため、8年3月に改定されている。 区内の耐震化の状況は、7年現在で一般住宅90.5%、公的住宅100%、特定建築物（区有建築物を除く、多数の者が利用する一定規模以上の建築物）90.2%、防災上重要な区有建築物（地域防災計画に定める小・中学校等地域避難所等）は98.8%で、一般住宅において必要な耐震性を満たしていないと見込まれる住戸数は14,651戸となっている。 このため、改定後の耐震改修促進計画では、12年度末までに、一般住宅及び特定建築物の耐震化率を95%、防災上重要な区有建築物の耐震化率を100%とすることを目標としている。 民間建築物の耐震化促進を図るため、耐震診断や耐震改修等の助成事業を行っており、木造住宅等の耐震診断助成件数は、5年度7件、6年度31件、7年度16件、耐震改修助成件数は、5年度4件、6年度6件、7年度4件となっている。 木造住宅等の耐震診断については、大きな地震の発生後は申請件数が増える傾向が見られるが、耐震改修については、過去5年間を見ても2～6件の助成件数にとどまっており、件数が伸びない理由としては、診断から建物が完成するまでの期間の長さや自己負担などが影響していると考えられる。 しかし、これらの事業は、区民の生命と財産を守るための重要な取組であり、大地震が発生した場合の建物被害の軽減の観点からも、耐震化に関する指導と助言を行いながら、支援制度について丁寧に説明するなど、耐震改修が必要な区民等への広報活動を積極的に進めるとともに、工事費等の高騰も踏まえ助成制度の見直しを行うなど、耐震化の促進に向けて一層取組を強化されたい。 (建築課)	

所 属 名	措 置 状 況 等
建築課	令和８年３月に目黒区耐震改修促進計画を改定し、新たな目標値なども設定している。この改定作業の中ではアンケートも実施しており、耐震改修工事に進まない理由として、費用が高すぎることや、工事に関する負担が大きいことなどの回答を得ている。 これらに加え、近年の建設費等の高騰なども踏まえ、助成制度の更なる拡充について、現在検討を進めているところである。 また、普及啓発活動については、これまでの周知方法に加え、更なる周知の方法なども検討していく。

シ 環境清掃部関係

意 見 ・ 要 望
ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例の改正について 区では、平成１５年７月に、ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例（以下「ポイ捨て防止条例」という。）を施行し、これまで区内４カ所（自由が丘、中目黒、学芸大学、都立大学の４駅周辺）を路上喫煙禁止区域に指定するとともに、区域内への喫煙所整備等により、環境美化と受動喫煙防止に向けて、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境の整備に取り組んでいる。 ４年８月に実施された内閣府の「たばこ対策に関する世論調査」では、周囲のたばこの煙を「不快に思う」、「どちらかと言えば不快に思う」と回答した割合は、８３．３％で、不快に思った場所を「路上」と回答した割合が７０．２％となっており、また、路上喫煙に対する区民の声も毎年多く寄せられていることなどから、区内全域における路上喫煙を禁止し、まちの環境美化を一層推進するため、８年３月にポイ捨て防止条例の改正が行われ、８年１０月１日に施行されることとなった。 条例の施行に向けては、「喫煙所の整備・拡充」に取り組むとしており、７年度は区が指定する喫煙所に対する補助について、整備費に加え維持管理費や改修に係る経費も補助対象とし整備を進めた結果、新たに７か所が指定され、７年度末における区内の公衆喫煙所と指定喫煙所の合計は１６か所となっている。 また、喫煙マナーの普及・啓発についても、啓発パトロールを区内全域に拡大し、路上喫煙防止のための指導を強化としている。 今後も、条例改正後の実効性を確保するため、喫煙マナーの普及啓発や喫煙所の周知に努めるとともに、喫煙所の整備等に当たっては、区民等の喫煙率や喫煙についての国や都の調査にも留意しつつ、既に整備した喫煙所の利用状況なども確認の上、区の後年度負担も考慮しながら取組を推進してほしい。 （環境保全課）

所 属 名	措 置 状 況 等
環境保全課	条例改正後の実効性を確保するため、区報、区公式ウェブサイト、SNS等を活用した周知を行うとともに、啓発パトロールを区内全域で実施し、喫煙マナーの普及・啓発に取り組む。 また、区の喫煙所については、各種媒体を活用した周知に努めるとともに、今後の整備等に当たっては、条例施行後の路上喫煙に関する指導状況や区民意見、喫煙所の利用状況などを継続的に把握し、区民の喫煙率や国・東京都の調査結果等を踏まえながら検討を進めていく。 あわせて、区の後年度負担など財政面にも配慮しつつ、総合的な視点から環境美化の取組を着実に推進していく。